

外国人旅行者の受入れに向けた宿泊施設・飲食店の受動喫煙防止対策補助金
事前確認事項

| 確認事項 | ご回答 | |
|---|-----|-----|
| 旅館業法又は、食品衛生法に定める必要な許可を取得している又は、取得予定である。 | はい | いいえ |
| 法人事業税及び法人住民税（個人事業者の場合は個人事業税、非課税の場合は所得税及び住民税）を滞納していない。 | はい | いいえ |
| 本補助事業計画に係る経費について、国・都道府県・区市町村等から補助金その他の財政的支援を受けていない。また今後、同一設備で国・都道府県・区市町村等から補助金その他の財政的支援を受けることはできないことを確認し、承知した。 | はい | いいえ |
| 補助金を受け取るためには、都の定める事業実施期間内に補助事業に係るすべての工事・支払等が完了するとともに、指定された期限までに、都が行う検査に合格し、かつ実績報告書及び請求書を、都に提出しなければならないことを理解した。 | はい | いいえ |
| 喫煙専用室の設置等及び運用に当たっては、消防法、建築基準法等の法令に係る届出が必要となる場合があることから、消防署等の所轄庁に対する確認を済ませている。 | はい | いいえ |
| 喫煙専用室の設置等及び運用に当たっては、すべての関係法令・条例を遵守する。 | はい | いいえ |
| 事業の経費の見積りはすべて適正であり、虚偽・不正の内容にもとづく申請ではない。 | はい | いいえ |
| 本補助事業に係る手続きにおいて、追加資料の提出など、法令や要綱等にもとづく、都の指示には、誠実かつ速やかに対応しなければならないことを理解している。 | はい | いいえ |
| 審査の結果によっては、申請額の全額又は一部が認められない場合があることを理解している。 | はい | いいえ |
| 補助金の交付を受け、補助事業が完了した日の属する会計年度から5年間は当該事業所・店舗で営業を継続する意思がある。補助事業完了後、5年以内に転出・廃業等で取得財産を処分する場合は、補助金に係る規定により計算された金額を東京都に返納しなければならないことを承知した。 | はい | いいえ |
| 「東京2020大会に向けた宿泊施設・飲食店の受動喫煙防止対策支援補助金募集要項」に記載の内容及び「申請者情報の取扱いについて」の内容を確認し、承知した。 | はい | いいえ |
| 交付決定を受けるまでには、都において書類が完備したと認められた日から、約5週間を要することから、余裕を持った事業計画を策定している。また、審査の途中経過について、都は回答できないこと又、審査期間短縮などの不当な要求は出来ないことを理解している。 | はい | いいえ |

以上の内容について、事実と相違ありません。

 年

 月

 日

(和暦の場合、元号から記載して下さい)

住所 (本店所在地) _____

名称 (商号等) _____

代表者 職・氏名 _____

